

第11部 6次産業

解 説

この部には、「6次産業化総合調査」の結果から、6次産業化業態別及び農業・漁業経営体における6次産業化販売戦略実態に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

6次産業化総合調査は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査対象期間

調査対象期間は平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の1年間である。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成25年度の期間を含む1年間とした。

(3) 調査方法

この調査は、(1)本省から調査対象者に調査票及び政府統計共同利用システムのID等を郵送し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査、(2)統計調査員が調査票及び政府統計共同利用システムのID等を配布し、統計調査員、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査、(3)統計調査員が調査対象者に面接し聞き取りにより調査を行う他計調査の方法のいずれかの方法により実施している。

2 定義及び用語の解説

(1) 事業体

農業及び漁業生産関連事業を営む運営主体をいう。なお、同一の運営主体で複数の事業を営んでいる場合はそれぞれ1事業体としてカウントした。

(2) 雇用者

農業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。

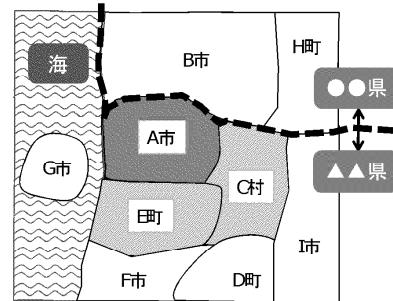
(3) 年間販売金額

農業及び漁業生産関連事業に係る年間販売(売上)金額は、1年間(平成25年4月1日～平成26年3月31日)の事業による販売(売上)金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成25年度を含む1年間とした。

(4) 所在市町村・隣接市町村産

事業体の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で生産されたもので、自家生産物以外のものをいう。



(5) 農業生産関連事業

農業経営体又は農協等による農産物の加工、農産物直売所、農家レストラン及び輸出並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。

ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。

(6) 漁業生産関連事業

漁業経営体又は漁協等が、自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いた水産加工又は水産物直売所の事業をいう。